

## 国家公務員共済組合連合会東海病院個人情報開示等手続要領

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 29 条に基づき、国家公務員共済組合連合会東海病院における個人情報の開示等の取扱いについて次のとおり定める。

（開示等の請求窓口）

- 1．国家公務員共済組合連合会東海病院における個人情報の開示等の請求窓口は医事課とする。ただし、医事課で開示することが適当でない場合は総務課とする。

（開示等の請求に際して提出する書面の様式及び請求方法）

- 2．開示等の請求に際して提出する書面の様式は別紙のとおりとし、来訪、郵送及び FAX により受け付けることとする。

（開示等の請求者が本人又は代理人であることの確認方法等）

- 3．本人及び代理人（未成年又は成年被後見人の法定代理人及び本人が委任した代理人）の確認は、次の公的証明書により行うこととする。

郵送、FAX による請求の場合の開示等は、当該公的証明書に記載された住所に配達記録郵便により送付することにより行うこととする。

本人の場合

（来訪）運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、外国人登録証明書等の公的証明書

（郵送、FAX）来訪の際に提示を求める公的証明書の写し

代理人の場合

（来訪）本人及び代理人の公的証明書、弁護士の場合は登録番号、代理人を示す旨の委任状

（手数料）

- 4．手数料は次のとおりとする。

（1）個人情報の利用目的の通知の請求（ の 1 ）

（来訪） コピー代（1枚につき10円）

（郵送、FAX） 配達記録郵便料金（290円）

及びコピー代（1枚につき10円）

（2）個人情報の開示の請求（ の 2 ）

基本料金 2,100円

加算料金（ア＋イ＋ウ＋エ）

ア．コピー代（1枚につき10円）

イ．フィルムコピー代（1枚につき）

CT、MR フィルム 1,050円

その他のフィルム（半切1,050円、大陸版630円）

ウ．診療経過の要約書料 6,300円

エ．医師説明 6,300円